

○責任者講習の実施に関する規程（平成5年5月27日公委規程第1号）

[沿革] 平成24年10月公委規程第3号、29年3月第2号、31年4月第3号、令和3年1月第1号改正

（目的）

第1条 この規程は、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第2項に規定する責任者（以下「責任者」という。）に対する同条第2項の講習（以下「責任者講習」という。）に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、その適正な実施を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（講習の頻度）

第2条 責任者講習は、定期講習、選任時講習及び臨時講習の別に対象となる責任者が施行規則第18条第2項に定める頻度で受講できるよう、毎年度ほぼ均等に実施するものとする。

2 責任者講習の1回当たりの受講者数は、原則として30人から60人までとする。

3 選任時講習を受けた責任者に対しては、当該年度に限り定期講習を行わないものとする。

（講習時間）

第3条 責任者講習の講習時間は、定期講習及び選任時講習にあつては4時間、臨時講習にあつては3時間とする。

（講習実施基準）

第4条 責任者講習の種別ごとの講習実施基準は、別表のとおりとする。

（学級編成）

第5条 責任者講習は、講習の種別ごとに、事業所の所在地及び当該所在地を管轄する警察署の別等を勘案し、かつ、責任者の経験の別に学級を編成して実施するものとする。

2 責任者講習は、次の各号に掲げる業種に係る責任者の別に学級を編成して行うものとする。ただし、共通の講習事項に関しては、複数の業種に係る責任者に対し、併せて行うことができるものとする。

(1) 風俗営業

(2) 飲食店営業（前号に係るものを除く。）

- (3) 銀行業その他の金融業、証券業及び保険業
- (4) 建設業及び不動産業
- (5) 卸・小売業、製造業その他の事業

(講習の場所)

第6条 責任者講習の会場は、受講者の利便を勘案し、受講者数に応じて警察署単位、ブロック（複数の警察署の管轄区域をいう。）単位又は県単位に設定するものとする。

(講習の方法)

第7条 責任者講習は、会場における集合教養とし、講習指導員又は必要に応じて部外講師が実際的かつ具体的な内容を重点に、講義式、対話式又はこれらへの視聴覚教材の併用等により、当該講習の受講者に応じた効果的かつ多角的な教育手法を採用して実施するものとする。

2 責任者講習に使用する教材は、次に掲げるもので奈良県警察本部（以下「本部」という。）刑事部長が指定したものとする。

- (1) 不当要求（法第14条第1項に規定する不当要求をいう。以下同じ。）による被害を防止するために必要な知識技能及び不当要求に対応する使用人等の対応方法に関する教本
- (2) 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する資料

(講習の計画)

第8条 公安委員会は、毎年度、講習の種別ごとに、受講見込数、講習能力等を勘案して、施行規則第18条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた講習計画を策定するものとする。

- (1) 講習事項の実施細目に関する事項
- (2) 講習時間に関する事項
- (3) 学級編成に関する事項
- (4) 使用する教材その他責任者講習の方法に関する事項
- (5) 講習体制及び部外講師の選定に関する事項
- (6) 講習の実施時期及び回数に関する事項
- (7) 講習の場所に関する事項
- (8) その他責任者講習の実施に関し必要な事項

(受講者名簿)

第9条 公安委員会は、施行規則第17条第1項の規定により届出のあった責任者につき、1回の講習ごとに、責任者講習受講対象者名簿（別記様式第1号）を作成するものとする。

する。

(講習の通知)

第10条 公安委員会は、前条の責任者講習受講対象者名簿に基づき、施行規則第19条第1項に規定する責任者講習通知書(以下「通知書」という。)を作成し、これを同条第2項に規定する責任者講習受講申込書(以下「申込書」という。)と共に、講習予定日の30日前までに到達するよう、通常の手配による郵便により、事業者(法第14条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)に送付するものとする。

2 前項の通知書及び申込書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(受講者名簿の確定)

第11条 警察署長は、前条の規定による通知書を受けた事業者から施行規則第19条第2項の規定により申込書の提出があったときは、これを速やかに本部刑事部組織犯罪対策課長を経由して公安委員会に送付しなければならない。

2 公安委員会は、通知書記載の受講申込受付期間の終了後、前項の規定により送付を受け、又は直接本部に返信された申込書により、責任者講習受講予定者名簿(別記様式第3号)を作成するものとする。

(講習の委託)

第12条 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、奈良県暴力追放運動推進センター(以下「センター」という。)に対して行うものとする。

(委託する事務の範囲)

第13条 公安委員会がセンターに責任者講習を委託する場合における委託する事務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 講習指導員及び部外講師の確保
- (2) 責任者講習の実施
- (3) 施行規則第19条第3項に規定する受講修了書(別記様式第4号)の交付
- (4) 第7条第2項の責任者講習用教材の配布
- (5) 責任者講習の会場の選定及び管理

(委託契約において明示すべき事項)

第14条 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、委託を受けたセンターが責任者講習の実施に当たって次に定める事項を遵守すべきことを委託契約書に明示するものとする。

- (1) 施行規則及び第2条から第7条までの規定に従うこと。
- (2) 講習指導員については、次の要件に該当する者のうちから選任しなければならないこと。

- ア 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第4条第1号及び第2号に該当する者
 - イ 不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するための活動に従事した経験の期間が通算して3年以上あり、かつ、責任者講習における受講者の指導について十分な知識及び技能を有すると認められる者
- (3) 責任者講習における受講者の指導は、部外講師に行わせる場合のほか、講習指導員以外の者に行わせてはならないこと。
- (4) 講習指導員が次のいずれかに該当することとなったときは、当該講習指導員を解任しなければならないこと。
- ア 第2号に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - ウ 講習指導員たるにふさわしくない非行のあったとき。
- (5) 講習計画（第8条に規定する講習計画をいう。以下同じ。）に基づいて責任者講習を実施しなければならないこと。
- (6) あらかじめ、講習計画に基づき責任者講習実施計画書（別記様式第5号）を作成し、公安委員会に提出しなければならないこと。
- (7) 公安委員会に提出した責任者講習実施計画書の内容を変更する場合は、軽微なものを除き、変更した事項を公安委員会に届け出なければならないこと。
- (8) 毎月の責任者講習の実施結果について、責任者講習実施結果報告書（別記様式第6号）により、翌月の10日までに、公安委員会に報告しなければならないこと。
- (9) 次に掲げる簿冊を備え、責任者講習の実施状況を明らかにしておかねばならないこと。
- ア 責任者講習実施計画書
 - イ 責任者講習受講者名簿の写し
 - ウ 責任者講習業務日誌（別記様式第7号）
 - エ 責任者講習実施結果報告書の控え
 - オ その他責任者講習実施の関係書類
- （受講者名簿の送付）

第15条 公安委員会は、責任者講習を委託した場合には、第11条第2項の規定により作成した責任者講習受講予定者名簿の写しをセンターに送付するものとする。

附 則

この規程は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月25日公委規程第3号）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 （平成29年3月15日公委規程第2号）

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日公委規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

- 1 この規程による改正前の規程により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和3年1月22日公委規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年1月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第4条関係）

1 定期講習

講習事項	講習細目	内容等	時間
1 暴力団の現状と 動向	(1) 最近の暴力団の 特徴 (2) 暴力団の排除対 策及び取締りの現状	○ 暴力団の寡占化、資金獲得 活動、対立抗争、暴力団と銃器 ・薬物、暴力団の国際化等 ○ 警察が進める重点施策	1 時間
2 法その他不当要 求による被害を防 止するために必要 な法令に関するこ と	(1) 法 (2) 法別表に掲げる 罪に係る法律	○ 具体例を交えた暴力的要求 行為の解説 ○ 代表的な暴力的不法行為等 に当たる罪	1 時間
3 責任者が講習細 目に掲げる業務を 適正に実施するた め必要な知識及び 技能に関すること	(1) 不当要求に対応 する使用人等の対応 体制の整備に関する 業務 (2) 使用人等に対す る指導教育の実施に 関する業務 (3) 不当要求による 被害が発生した場合 の被害の状況、原因 等の調査及び警察へ の連絡等に関する業 務 (4) 不当要求情報管 理機関との連絡に関	○ 対応責任者として必要とさ れる資質及び心構え ○ 組織的対応の在り方 ○ 応接場所の施設、装備面で の留意事項 ○ 不当要求の実例 ○ 具体的対応要領 ○ 対応要領の教育方法 ○ 被害の原因、調査等の方法 ○ 証拠の収集方法 ○ 効果的通報体制 ○ 不当要求情報管理機関から 提供された情報の整備、管理及	2 時間

	<p>する業務</p> <p>(5) その他不当要求による事業者又は使用人等の被害を防止するために必要な業務</p>	<p>び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求情報の収集方法 ○ 同業種の事業所間相互の効果的連絡方法 ○ 警察が行う暴力団排除運動に対する協力方策 	
--	--	--	--

2 選任時講習

講習事項	講習細目	内容等	時間
1 暴力団の現状と動向	暴力団の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団の組織原理、人的要素、暴力団における資金の流れ等 ○ 暴力団犯罪の現状 	1 時間
2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること	法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定暴力団等の指定、暴力的要求行為の規制、対立抗争時の事務所の使用制限、暴力追放運動推進センターの概要 	1 時間
3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること	<p>(1) 不当要求に対応する使用人等の対応体制の整備に関する業務</p> <p>(2) 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務</p> <p>(3) 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応責任者として必要とされる資質及び基本的な心構え ○ 不当要求の代表的実例 ○ 具体的対応要領で基本的なもの ○ 警察への組織機構、警察への連絡方法 ○ 警察への通報窓口 	2 時間

	等の調査及び警察への の連絡等に関する業 務 (4) 不当要求情報管 理機関との連絡に関 する業務	○ 不当要求情報管理機関の役 割 ○ 登録機関の事務の概要	
--	--	-------------------------------------	--

3 臨時講習

不当要求による被害を受けた事業者について、具体的対応要領、被害の原因、調査等の方法及び証拠の収集方法等について行うものとする。

(表)

<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;"> 様 講習会場までの経路 </div>								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">*受理年月日</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">*受理番号</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">*受講修了書番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">責任者講習受講申込書</p> <p>責任者講習の受講を申し込みます。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">奈良県公安委員会 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>責任者の連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選任年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習の種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講習の日時</td> <td style="text-align: center;">年 月 日() 午 時 分から 午 時 分まで</td> </tr> <tr> <td>講習の場所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 *印欄には記載しないこと。</p>	*受理年月日	*受理番号	*受講修了書番号				フリガナ		責任者の氏名		責任者の連絡先		選任年月日		講習の種別		講習の日時	年 月 日() 午 時 分から 午 時 分まで	講習の場所	
*受理年月日	*受理番号	*受講修了書番号																										
フリガナ																												
責任者の氏名																												
責任者の連絡先																												
選任年月日																												
講習の種別																												
講習の日時	年 月 日() 午 時 分から 午 時 分まで																											
講習の場所																												

(裏)

630—8578

刑
事
部
組
織
犯
罪
対
策
課
行

奈
良
県
警
察
本
部

奈
良
市
登
大
路
町
八
〇
番
地

第 号
責 任 者 講 習 通 知 書
年 月 日

殿

(責任者)

奈良県公安委員会 印

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を下記のとおり行うので通知します。

記

講習の日時	年 月 日 () 午 時 分から 午 時 分まで
講習の場所	
講習の種別	
受講申込受付期間	年 月 日から 年 月 日まで
受講申込先	
備考	

備考 用紙の大きさは、往復はがきの大きさとする。

別記様式第4号（第13条関係）

第 号

受 講 修 了 書

住 所

氏 名

講習の種別

講習年月日

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習を受講した者であることを証明する。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第7号（第14条関係）

責任者講習業務日誌

講習日時	年 月 日 曜日 時 分から 時 分まで		
講習の場所			
講習の種別			
学級区分			
講習体制	講習指導員		
	部外講師		
受講人員	名	欠講人員	名
講習の実施状況			
講習に使用した教材			
備考			